

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 公務員の政治的行為の制限等に関する規定の適用除外

国会が憲法改正を発議した日から国民投票の期日までの間に公務員（日本銀行の役員を含む。）が行う行為であって、専ら国民投票運動（憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為をいう。）及び憲法改正に関する意見の表明並びにこれらに必要な行為としてされるものについては、次の規定は適用しないこと。

- 1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 37 条（第 1 号に係る部分に限る。）
- 2 裁判所法第 52 条（第 1 号に係る部分に限る。）
- 3 地方自治法第 250 条の 9 第 14 項（同法第 251 条第 5 項において準用する場合を含む。）
- 4 会計検査院法第 19 条の 3 第 9 項
- 5 国会職員法第 20 条の 2 第 1 項及び第 3 項
- 6 国家公務員法第 102 条第 1 項及び第 3 項（これらの規定を同法第 6 条第 2 項並びに電波法第 99 条の 4 及び裁判所職員臨時措置法において準用する場合並びに教育公務員特例法第 18 条第 1 項（同法第 30 条において準用する場合を含む。）においてこれらの規定の例による場合を含む。）並びに第 106 条の 12 第 2 項
- 7 国立国会図書館法第 4 条第 2 項
- 8 公認会計士法第 37 条の 6 第 2 項
- 9 労働組合法第 19 条の 6 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 2 項
- 10 地方公務員法第 36 条第 1 項から第 3 項まで（これらの規定を同法第 9 条の 2 第 12 項及び地方公営企業法第 7 条の 2 第 11 項において準用する場合を含む。）
- 11 社会保険審査官及び社会保険審査会法第 29 条（第 1 号に係る部分に限る。）
- 12 警察法第 10 条第 3 項及び第 42 条第 3 項（同法第 46 条第 2 項において準用する場合を含む。）
- 13 自衛隊法第 61 条第 1 項及び第 3 項
- 14 原子力委員会設置法第 11 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 2 項
- 15 労働保険審査官及び労働保険審査会法第 35 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 2 項
- 16 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 11 条第 5 項
- 17 地価公示法第 18 条第 2 項

- 18 公害紛争処理法第 17 条第 2 項（同法第 23 条、第 28 条第 4 項、第 31 条第 4 項及び第 39 条第 4 項において準用する場合を含む。）
- 19 公害等調整委員会設置法第 11 条第 2 項
- 20 公害健康被害の補償等に関する法律第 123 条第 2 項
- 21 運輸安全委員会設置法第 12 条第 2 項
- 22 電気通信事業法第 150 条第 2 項
- 23 日本銀行法第 26 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）
- 24 金融庁設置法第 16 条第 2 項
- 25 内閣府設置法第 33 条第 2 項
- 26 国土交通省設置法第 21 条第 2 項
- 27 独立行政法人通則法第 54 条第 4 項
- 28 国家公務員倫理法第 18 条第 2 項
- 29 食品安全基本法第 32 条第 2 項
- 30 情報公開・個人情報保護審査会設置法第 4 条第 9 項
- 31 地方独立行政法人法第 50 条第 2 項
- 32 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律第 105 条
- 33 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 39 条第 2 項
- 34 更生保護法第 8 条第 2 項
- 35 原子力規制委員会設置法第 11 条第 2 項
(憲法改正手続法第 100 条の 2 関係)

二 選挙権年齢等の 18 歳への引下げに係る法制上の措置

1 憲法改正国民投票の投票権年齢に係る経過措置規定等の削除

国政選挙の選挙権年齢等の引下げに係る法整備規定及び当該引下げがなされるまでの間の憲法改正国民投票の投票権年齢に関する経過措置規定を削除すること。

(憲法改正手続法附則第 3 条関係)

2 法制上の措置

国は、この法律の施行後速やかに、年齢満 18 年以上満 20 年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(改正法附則第 2 項関係)

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。(改正法附則第 1 項関係)
- 2 その他所要の規定の整理を行うこと。